

議案第十四号

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十八年二月二十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十一年杉並区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

十一 清掃業務手当

第七条第一項第三号及び第四号を削り、同条第二項第三号及び第四号を削る。

第十条を削り、第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（清掃業務手当）

第十三条 清掃業務手当は、清掃関係事業所に勤務する職員で規則で定めるものが、廃棄物の処理を直接行う業務及びこれに密接に関連する業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日一日につき七百円を超えない範囲内において、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより、支給することとなつた特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

（提案理由）

不規則勤務手当の一部を廃止するとともに、清掃業務手当を創設する必要がある。

杉並区職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第二条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 十 略</p> <p>十一 清掃業務手当</p> <p>(不規則勤務手当)</p> <p>第七条 不規則勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>一 及び二 略</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第二条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 十 略</p> <p>(不規則勤務手当)</p> <p>第七条 不規則勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 正規の勤務時間による勤務が常態として土曜日又は日曜日となる職員(前二号に規定する職員を除く。)が、当該勤務に従事したとき。</p> <p>四 正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が年末年始の日(十二月二十九日か</p>

- 2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えない範囲内において、規則で定める。
- 一 及び二 略

(放射線業務手当)

第十条 略

(検便手当)

第十一条 略

(有害薬物取扱手当)

第十二条 略

(清掃業務手当)

ら翌年の一月三日までの日をいう。以下同じ。)となる規則で定める職員が、年末年始の日に勤務したとき。

- 2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えない範囲内において、規則で定める。
- 一 及び二 略

三 前項第三号に規定する場合 一 勤務につき五千円

四 前項第四号に規定する場合 一 勤務につき二千百円

第十条 削除

(放射線業務手当)

第十一条 略

(検便手当)

第十二条 略

(有害薬物取扱手当)

第十三条 略

第十三条 清掃業務手当は、清掃関係事業所に勤務する職員で規則で定めるものが、廃棄物の処理を直接行う業務及びこれに密接に関連する業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日一日につき七百円を超えない範囲内において、規則で定める。